

大阪府・大阪市・堺市・岸和田市・和泉市・羽曳野市管轄の建築物(事務所 その他これに類するもの)

■ ※避難階にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外

令和7年度版

用途記号	報告対象の用途	規模 (その用途に供する床面積の合計) ※1	特定建築物の調査	建築設備の検査※4	防火設備の検査
事	事務所 その他これに類するもの	①階数が5以上の建築物で、1,000㎡を超えるもの	令和7年、10年、13年 (以降3年ごとに1回)	毎年1回 対象規模は左記に同じ	毎年1回 対象規模は左記に同じ
事小	事務所 その他これに類するもの (小規模民間事務所等)	①階数が3以上の建築物で、200㎡を超えるもの (但し、階数が4以下又は1,000㎡以下のものに限る。)		対象外	

※階数とは、地階及び地上階の合計の数。

※1 報告対象規模(面積・階数の判断)については、2棟以上ある場合は、各々の棟単位で適用。(各棟の面積を合計するのではない。)

※2 地階及び3階以上の階における事務所等用途に供する床面積の合計がそれぞれ 100 ㎡以下のものは定期報告対象外。

※3 建築設備検査報告対象は、機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置。大阪府内では給排水設備は対象外。

対象建築物(例)

